

心身障害者医療費助成制度（マル障）医療費の還付申請をされる方へ

○東京都内の医療機関を受診した場合

・・・「健康保険証」と「マル障受給者証」を医療機関へご提示ください。

○東京都外もしくはマル障の取り扱いがない医療機関を受診した場合、
マル障受給者証を忘れてしまった場合

・・・窓口で自己負担した医療費について還付申請することができます。（一部例外あり）

還付申請を行う場合、下記の点にご注意ください。

1. 郵送で申請するとき

郵送申請用の申請書がございます。障がいサービス課福祉係の窓口で取得するか、もしくは板橋区ホームページからダウンロードすることもできます。

郵送で申請する場合、「申請書」と「領収書の原本」を障がいサービス課福祉係へ郵送して申請してください。申請書は診療した月1か月分につき1枚添付してください。同じ月に複数個所の医療機関を受診した場合も申請書の提出は1枚です。

2. 高額療養費が発生したとき（国民健康保険に加入されている方）

マル障の還付申請をした医療費が国民健康保険の「高額療養費」に該当した場合、先に国民健康保険へ高額療養費の申請を行っていただきます。高額療養費が発生した方には、加入している国民健康保険の窓口から高額療養費の「該当通知書」が届きますので、忘れずに高額療養費の申請を行ってください。マル障へ申請した医療費が高額療養費に該当する場合、高額療養費の給付が確認できないと、マル障還付金の給付を行うことができませんのでご注意ください。

高額療養費の支給が決定すると、国保年金課から高額療養費の「支給決定通知書」が届きますので、障がいサービス課福祉係へ送付してください。

（注1）

高額療養費の給付の確認には時間を要します。マル障の還付申請を行ってから、高額療養費の確認を行い実際に還付されるまで、3～4か月程度以上かかる場合があります。

（注2）

「後期高齢者医療制度」、「被用者保険（社保）」に加入されている方は取り扱いが変わります。詳しくは、障がいサービス課福祉係（3579-2362）へご連絡ください。

（裏面へ続く）

3. 医療用補装具を購入されたとき

医療用補装具の購入費用もマル障医療費助成の対象となります。ただし、先に加入している健康保険へ健康保険負担分（療養費）の給付申請を行っていただきます。

(健康保険へ申請後) マル障の還付申請に必要なもの

- ・医師の「装具装着証明書」(コピー可)
- ・「領収書」(コピー可)
- ・健康保険から送られる「支給決定通知書」

健康保険に対して療養費の申請を行わず保険給付がされないと、マル障還付金をお支払することはできません。必ず加入している健康保険へ療養費の申請を行って下さい。

4. 施術（あんま・マッサージ、はり・灸）を受けたとき

施術の療養費も健康保険が適用されるものについては、マル障医療費助成の対象です。健康保険から療養費の給付が行われたことが確認でき次第、マル障還付金の給付決定を行います。

マル障の還付申請に必要なもの

- ・「領収書」(原本)
- ・健康保険から送られる「支給決定通知書」

健康保険への療養費の申請は、接骨院や治療院の施術師が代わりに行う場合があります(受領委任)。この場合、ご自身で健康保険へ療養費の申請をしていただく必要はありません。受領委任の取り扱いが無い治療院で治療を受けた場合は、施術費を全額自己負担した後、ご自身で健康保険に対して療養費を申請していただく必要があります。

【担当窓口】

高額療養費、補装具、施術の費用について

(板橋区国保の方)	(東京都後期高齢者医療制度の方)
国保年金課 (国保給付係)	後期高齢者医療制度課 (資格給付係)
TEL:3579-2404	TEL:3579-2373

マル障還付申請について

障がいサービス課 (福祉係)
TEL:3579-2362